

## 【 居宅介護支援重要事項説明書 】

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

責任者 安田 雄一

電話 03-5913-7038

ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所番号およびサービス提供地域

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 事業所名      | 社会医療法人河北医療財団<br>河北居宅介護支援事業所南阿佐谷 |
| 所在地       | 東京都杉並区阿佐谷南1-16-8 6階             |
| 介護保険事業所番号 | 1371510684                      |
| サービス提供地域  | 杉並区                             |

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 事業所の職員体制 ( 2023年 7月 1日現在)

|         | 常勤 | 非常勤 | 計  |
|---------|----|-----|----|
| 管理者(兼務) | 1名 |     | 1名 |
| 介護支援専門員 | 4名 | 名   | 4名 |
| 事務職員    | 0名 | 名   | 0名 |

#### (3) 営業時間

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 月・火・水・木・金 (但し祝日除く) | 午前 9時 ~ 午後 5時 |
|--------------------|---------------|

緊急時は時間外でも、電話相談が可能です。

03-5913-7038にご連絡いただければ、時間外でも電話が転送され24時間相談をお受けしております。

(年末年始は事前の連絡により休日とする場合がございますが、電話連絡は可能です。)

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) 契約の締結

お電話等でお申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン

作成について相談することでご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

#### (2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている居宅サービス担当者等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

#### (3) 経過観察・連絡調整と再評価

- ① 利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、居宅訪問（モニタリング）し、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行ないます。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。
- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

#### (4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望したときは、施設の紹介をする等のお手伝いを行ないません。

#### (5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断したときは、双方で話し合い、ご了解を受けた後、居宅サービス計画を変更いたします。

#### (6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、東京都国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

#### (7) 入院した時

利用者が入院した時には担当介護支援専門員の氏名などを入院先医療機関に提供していただくようお願いいたします。退院に向けて医療機関との連携に努めてまいります。

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

要介護者として認定された方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。但し保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月当たりの厚生労働省の定める介護報酬の告知の金額(料金表)をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、杉並区等の担当窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を請求する場合があります。

(3) 解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等へ入所、又は医療施設へ入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援1、要支援2と認定された場合
- ・介護サービスの利用が無い状況が3ヶ月続いた場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正中立な援助を行ないます。居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介が可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めに応じ説明いたします。
- ③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等、障害福祉

制度の相談支援員との連携に努めます。

- ⑤ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② 調査（課題把握）の方法については、「居宅サービス計画ガイドライン」方式等を原則とします。
- ③ 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

7. 事故発生時の対応

- ① 当事業所のサービスにあたり事故が発生した場合は、家族に報告するとともに適切かつ誠実な対応を行います。
- ② 事故が生じたときには、直ちに事故に至った経緯および様態を調査し、事実を正確に把握します。
- ③ 事故発生後はできるだけ速やかに市や関係機関へ正確に事故発生を報告をします。
- ④ 当事業所の責任の有無に関わらず、発生した事故を二度と繰り返さないための対策を検討し、予防措置を早期に実施します。
- ⑤ 当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にその損害を賠償します。

8. 緊急時の対応

- ① 当事業所のサービス提供にあたり、怪我や体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ迅速な応急措置を講じます。
- ② 利用者の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師及び家族に連絡して必要な措置を講じます。
- ③ 緊急事態が発生に至った経緯及び様態を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

9. サービス内容に関する苦情

① 苦情処理の体制及び手順

- ・苦情があった場合は苦情内容を正確に把握するため事実関係の確認や原因の究明を行います。
- ・担当者は管理者とともに把握した事実を検討し、対応を決定します。
- ・利用者に対して把握した事実について適時適切にわかりやすく説明を行い、結果を報告します。

③ 河北居宅介護支援事業所南阿佐谷 利用者相談・苦情担当

責任者 安田 雄一

電話：03-5913-7038 FAX：03-5913-7978

受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日 但し祝日除く）

③ その他

当事業所以外に東京や区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

杉並区介護保険課事業者係

電話：03-3312-2111

東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課 苦情相談窓口

電話：03-6238-0177

10. 当事業者の概要

法人名称 社会医療法人 河北医療財団

代表者 理事長 河北 博文

法人本部所在地 〒166-0001 東京都杉並区阿佐谷北1丁目7番3号

施設等（種別） 病院、クリニック、老人保健施設、訪問看護、認知症対応型生活介護  
小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター運営受託

当事業所のケアプランの訪問サービス・通所サービス・地域密着型サービス・福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

（事業者名） 河北居宅介護支援事業所南阿佐谷

（指定番号） 1371510684

（事業所所在地） 〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南1-16-8 6階

（説明者氏名） 印

## 【重要事項説明書 別紙】

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問型サービス・通所型サービス・地域密着型サービス・福祉用具貸与の各サービスの利用割合  
2023/3-2023/8

|          |          |
|----------|----------|
| 訪問介護     | 162件／28% |
| 通所介護     | 140件／24% |
| 福祉用具貸与   | 354件／62% |
| 地域密着通所介護 | 128件／22% |

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問型サービス・通所型サービス(含介護予防地域密着型サービス)・地域密着型サービス・福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

### ◆訪問介護

- ①らいふ阿佐ヶ谷訪問介護：34.5% ②ナイスサポート訪問介護：13.5%  
③アスノステーション：10.4%

### ◆通所介護

- ①ツクイ杉並下井草：18.5% ②松ノ木ふれあいの家：12.8%  
③デイサービスセンター下井草：10%

### ◆福祉用具貸与

- ①パナソニックエイジフリーショップ杉並：34.4%  
②フランスベッド株式会社メディカル杉並：23.4% ③SOMPO ケア杉並：11%

### ◆地域密着通所介護

- ①元気広場 南阿佐谷：21% ②ロハスの風：18.7%  
②リビングホームたんぽぽ：15.6%

- ③ ケアプランに位置付けた事業所の選定理由について説明します。